

## イ 都市計画等による取組

都市計画における総合的な福祉のまちづくりに関する取組としては、適切な土地利用や公共施設の配置を行うとともに、障害のある人に配慮した道路、公園等の都市施設の整備、土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的な都市整備を着実に進めていることがあげられる。

市町村が具体の都市計画の方針として策定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）」の中に、まちづくりにおける高齢者や障害のある人等への配慮を積極的に位置付け、都市計画に反映することもできる。

全国の都市の再生を効率的に推進する観点から、地域の創意工夫を生かした個性あふれるまちづくりを実施するため、都市再生整備計画に基づく事業（都市再生整備計画事業）に対して、社会資本整備総合交付金による支援を行っている。本制度の活用により、全国各地において、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化に向けた取組が進められており、その一環として、バリアフリー化等を通じて、安心・快適に過ごせるまちづくりが多く市の町村で実施されている。

市街地再開発事業等においては、再開発ビルに一定の社会福祉施設等を導入するものを「福祉空間形成型プロジェクト」と位置付け、通常の助成対象に加え、共用通行部分整備費、駐車場整備費等を助成対象とするとともに、社会福祉施設等と一体的に整備する場合の整備費に関する助成額の割増を実施しており、これにより、再開発ビルへの社会福祉施設等の円滑な導入を促している。

また、バリアフリー化等に対応した施設建築物を整備する場合に生じる付加的経費について、別枠で補助を行っている。

## ウ 歩行空間のバリアフリー化

移動は就労、余暇等のあらゆる生活活動を支える要素であり、その障壁を取り除き、全ての人が安全に安心して暮らせるよう歩道、信号機等の交通安全施設等の整備を推進している。

バリアフリー法に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者や障害のある人を始めとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進している。また、整備に当たっては、バリアフリー法を踏まえて、駅構内、病院など公共的施設のバリアフリー化やノンステップバスの導入等と連携して整備を行っている。

さらに、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」では、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、2020年度までに、原則として全ての当該道路において、バリアフリー対応型信号機等の設置等の移動等円滑化を実施することを目標としており、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機や、歩行者等と車両が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号等の整備を推進している。

加えて、冬期の安全で快適な歩行空間を確保するため、中心市街地や公共施設周辺等における除雪の充実や消融雪施設の整備等のバリアフリーに資する施設整備を実施している。

## エ 路外駐車場のバリアフリー化

高齢者、身体に障害のある人等を含む全ての人が安全で快適に自動車の利用ができるよう、路外駐車場のバリアフリー化を図ることが必要である。

バリアフリー法に路外駐車場のバリアフリー化が位置づけられ、同法の規定に基づき、「移

動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令」(平成18年国土交通省令第112号)を制定し、バリアフリー化を推進している(2017年度末現在の特定路外駐車場のバリアフリー化率:62.7%)。

また、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、特定路外駐車場のバリアフリー化の目標を定めており、引き続き、目標達成に向け、地方公共団体及び関係団体等に対して周知の徹底を図り、路外駐車場のバリアフリー化を一層推進していくこととしている。

### (3) 移動支援

#### ア 福祉タクシー等の普及促進

障害のある人等の輸送をより便利にするため、地域公共交通確保維持改善事業により福祉タクシー車両の導入等に対して経費の一部補助を行うなど、福祉タクシーの普及促進を図っている。

また、バス事業者、タクシー事業者のみによっては十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、地域の関係者が移動手段の確保のために必要であると合意した場合には特定非営利活動法人(NPO法人)等による福祉有償運送を可能としている。今後、福祉タクシーとNPO法人等による福祉有償運送がそれぞれ多様なニーズに応じた輸送を提供することにより、障害のある人等の外出が促進されることが期待される。

2017年度末における福祉タクシーの導入状況は、20,113両となっている。

また、屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく地域生活支援事業において、各市町村が地域の特性や利用者のニーズに応じて、個別支援型、グループ支援型及び車両移送型など柔軟な形態で、ガイドヘルパーの派遣などのサービスを提供する「移動支援事業」を実施している。

#### イ 移動支援システムの規格開発

経済産業省では、障害のある人等がITを活用して社会・経済に積極的に参画できる環境を整備するため、2004年度に「高齢者・障害者配慮設計指針－移動支援のための電子的情報提供機器の情報提供方法(JIS T0901)」を制定した。

#### ウ 障害のある人に対する運賃・料金割引

鉄道、バス、タクシー、旅客船、航空等の各公共交通機関では、身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のある人・療育手帳の交付を受けた知的障害のある人及び常時介護を要するこれらの人の介護者に対して運賃・料金の割引を実施している。

有料道路では、身体障害者手帳の交付を受けた身体に障害のある人が自ら運転する場合や、身体に重度の障害のある人又は重度の知的障害のある人の移動のために介護者が運転する場合において、通行料金の割引を実施している。

また、精神障害者保健福祉手帳については、2006年10月1日より身体障害者手帳及び療育手帳と同様に写真貼付を行うこととし、本人確認を容易にし、手帳の信頼性を向上させ、各自治体における公共施設の入場料や公共交通機関の運賃に対する割引等の支援の協力を得やすくしている。さらに、発達障害のある人及び高次脳機能障害のある人について、手帳の交付の対象であることを明確化するため、2011年4月には、手帳の診断書の様式及び判定基準を改正した。

なお、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた精神障害のある人及びその介護者の運賃・料金の割引については、鉄道、バス、タクシー、旅客船等の一部の公共交通事業者において既に実施しているところであるが、2018年度より、多くの航空運送事業者が導入し、全モードの公共交通事業において実施されることとなった。

#### エ 駐車禁止の交通規制からの除外措置

一定の障害のある人に対して駐車禁止除外指定車標章を交付し、駐車禁止の交通規制の対象から除外している。

#### オ 障害者等用駐車区画の適正利用の確保

国土交通省では、障害者等用駐車区画の適正利用を確保する観点から、多くの地方公共団体において導入されている「パーキングパーミット制度」について、好事例の共有を通じた制度の改善を促進するとともに、制度のメリット等の周知を行う等により未導入の地方公共団体に対する制度の普及促進等を図ることとしている。

#### カ ICTを活用した歩行者移動支援の推進

国土交通省では、高齢者や障害のある人、訪日外国人旅行者等も含め、誰もが屋内外をストレス無く自由に活動できるユニバーサル社会の構築に向け、ICTを活用した歩行者移動支援の取組を推進している。

多様な主体によるサービス創出に向けたオープンデータ推進等の環境整備を行っており、施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを多くの方の参加により継続的に収集する方法について検討した。また、移動支援サービスの普及を促進するため、災害時における屋内外位置情報利活用のモデルケースとして、東京駅周辺エリアにおいて過年度に整備した高精度な屋内電子地図を活用し、防災情報を関係者間で共有する俯瞰型情報共有サービスの実証実験を実施した。

第4章第1節 5. 公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化の推進

／国土交通省

**TOPICS**

**ICTの活用によるシームレスな移動の実現**

障害のある人を含む全ての人が、屋内外を問わず、自分の現在位置や、目的地までの経路等の情報を容易に入手できるよう、GPSの電波が届かない地下街や公共の施設内におけるインフラ（屋内電子地図、測位機器）の整備や施設のバリアフリー情報を含む各種データのオープンデータ化等を推進している。2018年度は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の競技会場周辺エリア等における歩道の段差や幅員等の情報をデータ化し、オープンデータとして公開するとともに、歩行空間の情報を多くの方の参加により収集する実証や高精度な屋内電子地図と測位環境を活用した俯瞰型情報共有サービス実証等を実施し、歩行者移動支援サービスのさらなる普及を図った。

○屋内空間における自分の現在位置を特定するために必要なインフラ（屋内電子地図、測位機器）の整備

〈屋内電子地図のイメージ〉

〈測位環境整備のイメージ〉

位置特定インフラ (BLE、Wi-Fiなど)

国土地理院の仕様に準拠し整備した東京駅・新宿駅周辺の屋内電子地図を「G空間情報センター」にてオープンデータ化

災害時の対応に必要な様々な位置情報を電子地図上に表示

災害時を想定し、高精度な屋内電子地図と測位環境を活用した俯瞰型情報共有サービス実証を実施

○歩行者移動支援に資するバリアフリー情報等の各種情報データの整備・オープンデータ化の推進

〈オープンデータの活用によるサービス創出のイメージ〉

バリアフリーに関するデータ等の整備データをオープンデータ化

バリアフリーマップ作成ツールにより、歩行空間の情報を可視化

※調査経路 赤線は、段差や幅員が狭い経路等を示す。

地方公共団体のバリアフリーマップ作成のための調査と連携した取組を実施。(バリアフリーマップ作成ツールの提供、ガイドライン、手引きを作成)

歩行空間の情報(幅員、勾配、段差の有無等)を多くの方の参加により収集する実証を実施



**歩行者移動支援サービスのイメージ**

〔ナビアプリなどを通じ、屋内外問わず、自分の現在位置、目的地までの経路等の情報が詳細に入手可能〕

**空港**

**主要駅**

屋内外目的地へシームレスに移動

**観光地等**  
多言語で場所に応じた観光案内

**競技会場**  
競技会場までの経路を案内

例えば、障害のある人や高齢者、ベビーカー等が楽に移動できる段差の少ない経路を案内

個人の身体状況やニーズ、例えば、段差や急勾配、幅員の狭いルート等を避けたバリアフリールートの案内やナビゲーションが可能

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
参考資料

#### (4) ユニバーサルツーリズムの促進とバリアフリー情報の提供

2012年3月に閣議決定した「観光立国推進基本計画」に基づき、障害のある人を含む誰もが旅行を楽しむことが出来るユニバーサルツーリズムを促進している。

2018年度には、障害のある人等向けのツアー商品化促進に向けて、経済活性化に資する旅行商品の検証などを行った。また、2018年8月に「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を作成・公表するとともに、2019年4月に「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を作成・公表した。

さらに、障害のある人を含む訪日外国人旅行者の安全・安心を確保するため、旅館・ホテル等におけるバリアフリー化への改修の支援を実施した。

加えて、公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団では、高齢者や身体に障害のある人等の移動支援のため、インターネットによる公共交通機関のバリアフリー情報提供の一環として「らくらくおでかけネット」を運用しており、2019年4月には英語対応やスマートフォン対応、検索機能の改修等を行った。この「らくらくおでかけネット」では、約8,000の駅・ターミナルのバリアフリー情報を提供し、約2,232万件（2002年1月の運用開始時から2018年3月末時点までの累計）のアクセス数となっている。

#### らくらくおでかけネット

The image displays two main components of the 'らくらくおでかけネット' service. On the left is a screenshot of the website's homepage, titled 'らくらくおでかけネットホームページ'. It features a search bar for station and terminal information, a 'WEBSITE RENEWAL' banner, and a search filter section with a red box highlighting the 'バリアフリー経路' (Barrier-free route) option. A callout bubble points to this option, stating 'バリアフリー経路を使った経路検索が可能' (It is possible to search for routes using barrier-free routes). On the right is a '駅構内図' (Station layout map) showing a detailed floor plan of a station with various facilities. A callout bubble points to a specific path, stating 'バリアフリー経路の掲載' (Posting of barrier-free routes). Below the map is a '掲載情報' (Posting information) section with a list of available services: 基本情報 (Basic information), 車椅子での移動情報 (Wheelchair movement information), ハンドル形車椅子での移動情報 (Movement information for handle-type wheelchairs), 駅の構内図 (Station layout map), ホームドア設置状況 (Home door installation status), トイレの情報 (Toilet information), 福祉輸送サービスの利用 (Use of welfare transport services), 関連するホームページ (Related homepages), and その他の情報 (Other information).

ホームページURL : <https://www.ecomo-rakuraku.jp/ja>

資料 : 国土交通省

## (5) 公園、水辺空間等のバリアフリー化

### ア 公園整備における配慮

都市公園は、良好な都市環境の形成、地震災害時の避難地などの機能を有するとともに、スポーツ、レクリエーション、文化活動などを通じた憩いと交流の場であり、障害のある人の健康増進、社会参加を進める上で重要な役割を担っていることから、利便性及び安全性の向上を図ることが必要である。

バリアフリー法では、一定の要件を満たした園路及び広場、休憩所、並びに便所等の特定公園施設について、新設等の際の基準への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務等を定めている。

都市公園のバリアフリー化については、障害のある人を含む全ての人の利用に配慮した公園施設とするため、園路の幅の確保や段差・勾配の改善、車いす使用者を始め、多くの人にとって利用可能な駐車場やトイレの設置など、公園施設のバリアフリー化を行ってきており、都市公園移動等円滑化基準の運用等により、今後一層推進していくこととしている（2017年度末現在の公園施設のバリアフリー率（園路及び広場：約51%、駐車場：約48%、便所：約35%）。また、社会資本整備総合交付金により、都市公園のバリアフリー化を推進している。

全国の国営公園においては、身体等に障害のある人や介添する人に対する入園料金を免除することにより、野外活動の機会の増進や経済的負担の軽減を図っているほか、国営昭和記念公園等においては、障害のある人も楽しく安全に遊ぶことができるバリアフリー化した遊具等を設置している。

環境省では、国立公園等において、主要な利用施設であるビジターセンター、園路、公衆トイレ等のユニバーサルデザイン化を推進しており、人にやさしい施設の整備を進めている。

### イ 水辺空間の整備における配慮

河川、海岸等の水辺空間は、公園と同様に、障害のある人にとって憩いと交流の場を提供するための重要な要素となっている。このため、河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備により、良好な水辺空間の形成を推進している。また、日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるようにするため、海岸保全施設のバリアフリー化を推進している。

### ウ 港湾緑地・マリーナ等における配慮

港湾緑地は、誰もが快適に利用できるよう、計画段階から周辺交通施設との円滑なアクセス向上に配慮するとともに、施設面においてもスロープ、手すりの設置や段差の解消等のバリアフリー対応が図られるよう取り組んでいる。また、マリーナ等については、障害のある人でも気軽に安全に海洋性レクリエーションに参加できるよう、マリーナ等施設のバリアフリー化を推進している。

### エ 森林の施設の整備における配慮

森林は、心身の癒しや健康づくりの場等として、幅広い国民に利用されている。このため、年齢や障害の有無等にかかわらず多様な利用者に対応できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた森林歩道等の整備を推進している。